

学校法人広島文化学園 規程集（規程）

[トップページに戻る](#)[最上位](#) > [第3編 広島文化学園大学](#) > [第4章 教育](#) > [2. 教育](#)

広島文化学園大学学芸学部履修規程

（趣旨）

第1条 この規程は、[広島文化学園大学学則（以下「学則」という。）](#)に基づき学芸学部の履修及び単位の認定等の必要な事項を定める。

第2条 本規程に定めるものの他、必要な事項については、学長が学芸学部教授会の意見を聴いて定める。

（配当年次）

第3条 授業科目の配当年次については、別表（教育課程表）に定める。

第4条 各学年において履修する授業科目は、配当学年内に履修、修得することを原則とする。

2 上級学年の者は、下級学年に配当されている授業科目を履修することができる。ただし、特別な場合を除いて、下級学年の者が上級学年配当の科目を履修することはできない。

（履修登録）

第5条 学生は、履修すべき授業科目について、指定の期日までに履修登録を行わなければならない。

2 履修登録は、履修届を学生部に届け出ることによって行うものとする。

3 登録日以後の登録及びその変更は、原則として認めない。

4 既に単位を修得した授業科目及び授業時間が重複する授業科目は、履修登録をすることができない。

5 履修登録のされていない授業科目については、単位修得を認めない。

6 1学期当たりの履修登録単位数の上限は原則として、24単位とする。なお、集中講義、卒業研究関連科目、実習（指導）関連科目、子ども学科「器楽」、音楽学科実技レッスン科目は上限に含まないものとする。ただし、当該学期の直前の学期におけるGPAが75.0以上の者は、上限を29単位として取り扱う。また、許可を得た場合は、追加の履修登録をすることができる。

（授業の不開講）

第6条 資格取得のための必修科目を除く選択科目において、履修登録者数が5名以下の場合には、授業を開講しないことがある。

（履修モデル）

第7条 学生は、履修モデルを参考にして必修科目並びに選択科目を履修し、体系的な履修に努めること。

（単位認定）

第8条 授業実施時間の3分の2以上出席していない授業科目については、原則として単位修得を認めない。

第9条 単位の認定は、平素の勉学状態、出席状態、試験・報告書及び論文等の成績を総合的に判定して行う。

（音楽学科実技科目の単位の計算方法）

2 学則第34条による単位の計算方法のうち音楽学科の実技の授業の計算方法は次のとおりとする。

（1）実技については毎週1時間15週をもって2単位とする。

(2) 副科実技については毎週2分の1時間15週をもって1単位とする。

(成績の評価)

第10条 試験等の評価は、秀(S)、優(A)、良(B)、可(C)、不可(D)をもって表し、可以上を合格とし、所定の単位が認定される。不可は不合格とし、単位は認定されない。

2 成績と評価基準は、次の通りとする。

100～90点 秀(S)、89～80点 優(A)、79～70点 良(B)、69～60点 可(C)、59～0点 不可(D)

3 前項の成績評価を基に、単位当たりの成績評価平均値(GPA値)を、以下の方法で算出する。

(秀(S)の単位数×4+優(A)の単位数×3+良(B)の単位数×2+可(C)の単位数×1)×25

成績評価を受けた科目の総単位数

4 前項の活用については別に定める。

(追試験)

第11条 病気、就職試験、その他やむを得ない事由のため期末試験に欠席した者は、追試験受験願(様式1)とその事由を証明する書類(医者の診断書、事故又は延着証明書等)を提出し、認められれば追試験を受けることができる。ただし、追試験手数料として500円を納入しなければならない。

(再試験)

第12条 期末試験不合格者は、再試験受験願(様式1)を提出し、認められれば、再試験を受けることができる。再試験で認定された単位の評価は「可」とする。ただし、再試験受験者は再試験手数料として1,000円を納入しなければならない。

2 補習実習を行う学生は、実習費用として一日1,000円を納入しなければならない。

(試験での不正行為)

第13条 試験等において不正行為をした者、若しくは不正行為があったと認められた者に対しては、当該科目を不合格とし、内容により、その後の全試験科目の受験を認めない。

2 不正行為の内容については、別に定める。

(履修制限)

第14条 子ども学科の学生は、2年次末において、修得単位数が60単位未満の者は、卒業研究Iを原則として履修することができない。音楽学科の学生は、2年次末において、修得単位が60単位未満の者(1年次と2年次に配当される必修単位及び実技8単位を含む)は、卒業研究Iを原則として履修することができない。ただし、編入学生に関してはこの限りではない。

(チューター制)

第15条 学生の修学及び学生生活に関し、必要な指導と助言を行うためにチューター制を設ける。チューターの具体的な配置については、別に定める。

(卒業の認定)

第16条 本学部を卒業するためには、学生は4年以上(3年次編入学生においては2年以上)、長期履修学生は計画的に履修を進め6年以上(3年次編入学生においては3年以上)、それぞれ在学し、別表(1、2)に定めるところにより124単位以上を修得しなければならない。

(履修コース制)

第17条 子ども学科の学生は、2年次に4つの履修コース(初等教育コース、保育・幼児教育コース、特別支援教育(小学校)コース、特別支援教育(幼稚園)コース)から1つ選択し、各コースで取得可能な免許及び資格を取得するために定められた、履修カリキュラムに従い単位

を修得することができる。その際、各コース必修科目を修得しなければならない。各コースのコース必修科目については別に定める。

- 2 初等教育コースは、小学校教諭一種免許状に加え、幼稚園教諭一種免許状あるいは保育士資格を取得することができる。
- 3 保育・幼児教育コースは、幼稚園教諭一種免許状及び保育士資格を取得することができる。
- 4 特別支援教育（小学校）コースは、小学校教諭一種免許状を基礎免許状とし、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得することができる。
- 5 特別支援教育（幼稚園）コースは、幼稚園教諭一種免許状を基礎免許状とし、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得することができる。

（実習）

第18条 実習（教育実習、保育実習、音楽療法実習）は2年次以降に行う。

- 2 実習の時期、実施方法その他の実習に関する必要な事項は、事前に発表する。
- 3 実習の受講資格については、別に定める。

（教育職員免許状）

第19条 卒業の認定を受ける学生が、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所要の単位を修得したときには、以下の教育職員免許状授与の所要資格（以下「授与資格」という。）を取得することができる。子ども学科の学生は幼稚園教諭一種、小学校教諭一種、特別支援学校教諭一種、音楽学科の学生は中学校教諭一種（音楽）及び高等学校教諭一種（音楽）の普通免許状の授与資格を取得することができる。

（保育士資格）

第20条 卒業の認定を受ける子ども学科の学生が、児童福祉法、同法施行令及び同法施行規則に定める所定の科目を履修し、所用の単位を修得したときには、保育士の授与資格を取得することができる。

（音楽療法士資格）

第21条 卒業の認定を受ける学生が、全国音楽療法士養成協議会の定める所定の科目を履修し、所要の単位を修得したときには、音楽療法士（1種）の授与資格を取得することができる。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年4月1日から施行する。（一部改正）
- 3 この規程は、平成27年4月1日から施行する。（学校教育法改正に伴う改正）
- 4 この規程は、平成29年4月1日から施行する。（子ども学科におけるコース制と特別支援学校教諭一種免許状の教職課程導入に伴う改正及び履修制限の改正）
- 5 この規程は、平成30年4月1日から施行する。（第6条（授業の不開講）の追加）
- 6 この規程は、平成31年4月1日から施行する。（第5条6 1学期当たりの履修登録単位数の上限緩和追加による一部改正）
- 7 この規程は、令和2年4月1日から施行する。（第5条6 1学期当たりの履修登録単位数の上限に含まない科目の追加による一部改正）
- 8 この規程は、令和5年4月1日から施行する。（第16条に基づく別表の変更）
- 9 この規程は、令和6年4月1日から施行する。（第5条第6項の履修登録の上限の改正）

（第16条に基づく別表）

（別表1）子ども学科

区分		卒業に必要な単位数の内訳	学位の名称
教 養		26単位以上 (但し、必修12単位以上、外国語3単位以上を含むこと)	124単位以上 学士 (子ども学)
専 門	学部 共通	4単位以上	
	学科 専門	80単位以上 (但し、必修42単位以上、選択38単位以上、算数、 音楽、環境、言葉から2単位以上を含むこと)	

(別表2) 音楽学科

区分		卒業に必要な単位数の内訳	学位の名称
教 養		26単位以上 (但し、必修8単位以上、外国語3単位以上を含むこと)	124単位以上 学士 (音楽)
専 門	学部 共通	4単位以上	
	学科 専門	80単位以上 (但し、必修24単位以上、選択56単位以上を含むこと。 なお「音楽と地域」から4単位以上、実技は16単位を要 件とし、副科実技は16単位を上限とする)	

規程番号：342310